



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年 4月号 No.119

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

また、新型コロナウイルスの予防対策について、3/13以降より感染拡大防止の取組が変わりました。そのため、今後は基本的な感染防止対策に心がけていきましょう。お体ご自愛下さい。

<令和5年度の税制改正について>

令和5年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

①NISA制度の抜本的拡充・恒久化

【相続・贈与税関係】

②暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長

③教育資金の一括贈与の見直しと延長

④結婚・子育て資金の一括贈与の見直しと延長

【法人税関係】

⑤中小企業者等の法人税率の軽減税率の特例の延長

【消費税関係】

- ⑥インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置
- ・小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置
 - ・一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
 - ・少額な返還インボイスの交付義務の見直し
 - ・登録申請書提出期限の運用の柔軟化
- ⑦自動車重量税のエコカー減税の見直し

【その他】

⑧電子帳簿等保存制度の見直し

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<年次有給休暇の年5日取得義務化について>

『働き方改革関連法』が平成31年4月1日に施行され4年を迎えますが、取組みはいかがでしょうか？

なお、有給休暇取得義務化の対象者は、有給休暇の付与日数が10日以上である労働者（管理監督者やパートタイム労働者・有期雇用労働者を含む）限定です。

また、上記法律には罰則規定がございます。今一度、問題点がないか社労士等に相談しながらご確認下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
 - ② 所得税の振替納付日…**4月24日(月)** (注)
 - ③ 消費税の振替納付日…**4月27日(木)** (注)
 - ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
 - ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
 - ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(小5)、次男(小4)、長女(小1)、三男(年少)の父親として育児に奮闘しております。

確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事・育児等すべて負担させてしまうため、本当に感謝をしております。

また、長女は小学校に入学し新生活が始まります。楽しく学校生活を過ごして欲しいです。三男は年少さんになりますが、お姉ちゃんが卒園したため、別々の行動になるので頑張ってもらいたいです。今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

